

鳥取県訓令第1号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、<u>研修解除</u>、<u>育児短時間勤務承認</u>、<u>育児短時間勤務期間延長</u>、<u>育児短時間勤務失効</u>、<u>育児短時間勤務取消</u>又は<u>育児短時間勤務変更承認</u>の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもってこれに代えることができる。</p>	<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、<u>研修又は研修解除</u>の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもってこれに代えることができる。</p>

別表（第3条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）鳥取県職員に任命する

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）

.....職.....級に決定する

.....号給を給する
.....勤務を命ずる

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。

所属部課所の長への採用の場合を除く。

別表（第3条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）鳥取県職員に任命する

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）

.....職.....級に決定する

.....号給を給する
.....勤務を命ずる

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。

所属部課所の長への採用の場合を除く。

<p>(ア) ……を命ずる 任期は…年…月…日までとする</p> <p>1 週間の勤務時間は ……とする</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 配置換（昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）</p>	<p>(ア) 職名とする。</p> <p>任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項（第 1 号に限る。）又は第 18 条第 1 項の規定により採用される職員（以下「<u>育児休業等任期付職員</u>」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により採用される職員（以下「<u>一般任期付職員</u>」という。）又は同条例第 3 条若しくは第 4 条の規定により採用される職員（以下「<u>任期付職員</u>」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により採用される職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用される職員（以下「<u>育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</u>」という。）の 1 週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>	<p>(ア) ……を命ずる 任期は…年…月…日までとする</p> <p>1 週間の勤務時間は ……とする</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 配置換（昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）</p>	<p>(ア) 職名とする。</p> <p>任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定により採用される職員（<u>同項第 1 号に掲げる採用に係るものに限る。</u>以下「<u>育児休業任期付職員</u>」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により採用される職員（以下「<u>一般任期付職員</u>」という。）又は同条例第 3 条若しくは第 4 条の規定により採用される職員（以下「<u>任期付職員</u>」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により採用される職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）の 1 週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>
---	--	---	---

<p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>1週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>5～20 略</p>	<p>所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>地方公務員法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、<u>任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</u>の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</p>	<p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>1週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>5～20 略</p>	<p>所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>地方公務員法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）<u>又は任期付短時間勤務職員</u>の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</p>
<p>21 <u>自己啓発等休業承認（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第2条の規定により自己啓発等休業を承認する場合）</u> <u>職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により...年...月...日まで自己啓発等休業を承認する</u></p> <p>22 <u>自己啓発等休業期間延長（職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長をする場合）</u></p>			

職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間を...年...月...日まで延長する

23 自己啓発等休業失効（地方公務員法第26条の5第4項の規定により自己啓発等休業の承認が効力を失う場合）
自己啓発等休業の承認は失効した

24 自己啓発等休業取消（地方公務員法第26条の5第5項の規定より自己啓発等休業の承認を取り消す場合）
自己啓発等休業の承認を取り消す

25 略

26 略

27 略

28 略

29 育児短時間勤務承認（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務を承認する場合）
地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により...年...月...日まで育児短時間勤務を承認する
1週間の勤務時間は...とする

30 育児短時間勤務期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第2項

21 略

22 略

23 略

24 略

において準用する同法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合)

地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間を...年...月...日まで延長する

31 育児短時間勤務失効（地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第1項の規定により育児短時間勤務の承認が効力を失う場合）
育児短時間勤務の承認は失効した

32 育児短時間勤務取消（地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合）
育児短時間勤務の承認を取り消す

33 短時間勤務（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第17条第1項の規定により、育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま

短時間勤務をさせる
場合)

職員の育児休業等
に関する条例第17条第
1項の規定による短
時間勤務をさせる

34 短時間勤務終了
(職員の育児休業等
に関する条例第17条
第1項の規定による
短時間勤務を終了さ
せる場合)

職員の育児休業等
に関する条例第17条第
1項の規定による短
時間勤務は終了した

35 復職(休職中、専
従休職中、育児休業
中及び自己啓発等休
業中の職員を職務に
復帰させる場合)
復職を命ずる

36 略

37 略

38 略

39 略

40 略

41 略

42 任期更新

再任用の任期を……
年……月……日まで
更新する

任期付研究員の任期
を…年…月…日まで
更新する

育児休業等任期付職

地方公務員法第28条の
4第2項(同法第28条
の5第2項又は第28条
の6第3項において準
用する場合を含む。)
の規定により再任用の
任期を更新する場合に
限る。

地方公共団体の一般職
の任期付研究員の採用
等に関する法律(平成
12年法律第51号)第5
条第1項の規定により
任期付研究員の任期を
更新する場合に限る。

地方公務員の育児休業

25 復職(休職中、専
従休職中及び育児休
業中の職員を職務に
復帰させる場合)
復職を命ずる

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 任期更新

再任用の任期を……
年……月……日まで
更新する

任期付研究員の任期
を…年…月…日まで
更新する

育児休業任期付職員

地方公務員法第28条の
4第2項(同法第28条
の5第2項又は第28条
の6第3項において準
用する場合を含む。)
の規定により再任用の
任期を更新する場合に
限る。

地方公共団体の一般職
の任期付研究員の採用
等に関する法律(平成
12年法律第51号)第5
条第1項の規定により
任期付研究員の任期を
更新する場合に限る。

地方公務員の育児休業

<p>員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により<u>育児休業等任期付職員</u>の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>等に関する法律第6条第3項の規定により<u>育児休業任期付職員</u>の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>特定任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>特定任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>一般任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>一般任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p><u>43</u> 任期満了退職 再任用の任期の満了による退職</p>	<p>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p><u>33</u> 任期満了退職 再任用の任期の満了による退職</p>	<p>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p>任期付研究員の任期の満了による退職</p>	<p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>任期付研究員の任期の満了による退職</p>	<p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p><u>育児休業等任期付職員</u>の任期の満了による退職</p>	<p><u>育児休業等任期付職員</u>が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p><u>育児休業任期付職員</u>の任期の満了による退職</p>	<p><u>育児休業任期付職員</u>が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p>特定任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>特定任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p>一般任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>一般任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p>任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p><u>44</u> 略</p>		<p><u>34</u> 略</p>	

<p><u>45</u> 略</p> <p><u>46</u> 略</p> <p><u>47</u> 略</p> <p><u>48</u> 略</p> <p><u>49</u> 略</p> <p><u>50</u> 略</p> <p><u>51</u> 略</p> <p><u>52</u> 略</p> <p><u>53</u> 略</p> <p><u>54</u> 略</p> <p><u>55</u> 略</p> <p><u>56</u> 略</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第5 特別職の職員（第<u>4</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>1～6 略</p>		<p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 略</p> <p><u>46</u> 略</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第5 特別職の職員（第<u>3</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>1～6 略</p>	
---	--	---	--

附 則

この訓令は、平成20年2月26日から施行する。